

みんなですり、育て、つくろっ

～ 歴史と伝統に彩られた、美しく住みよいまちづくりの実現に向けて ～



三国町市街地中心地区（湊町地区）
街なみ環境整備事業

住宅等整備ガイドブック

坂井市

1. はじめに

三国町は、北前船の出入りする主要な湊町として繁栄した中世からの歴史を持つ町です。

三国町市街地中心地区（湊町地区）は、三国湊の繁栄にともない形成された古くからの市街地であり、戦災に遭わなかったことなどから、昔ながらの坂道や小路の多いコンパクトな市街地形態が残されています。また、地区内には、湊町の繁栄を偲ばせる歴史的な町家や歴史ある寺社仏閣などの歴史・文化資源が数多く残されているとともに、丘陵地の緑や九頭竜川の水辺などの豊かな自然環境にも恵まれています。さらに、本地区は、北陸三大祭の一つである三国祭の舞台として、また三国町の鉄道の玄関口として、今も人々が集い交流する「三国町の中心的な地区」となっています。

こうした三国町の歴史・伝統・文化が息づく環境を活かしながら、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めていくために、今回「街なみ環境整備事業」を実施することとなりました。

この事業によって、市は、地区内の道路や小公園、集会場や案内板など地区施設の整備を推進していきます。また、住民の皆様は、「景観づくり協定」を自主的に結んでいただき、建替えや改築の時は一定のルールに従って住宅などの整備をしていただくことにより、より良い街なみづくりを官民が一体となって進めていきます。

このガイドブックは、街なみ環境整備事業の概要をご説明するとともに、住民の皆様が、景観づくり協定に沿って住宅などを建て替えたり、改築したりする時の参考となる事例を紹介しています。

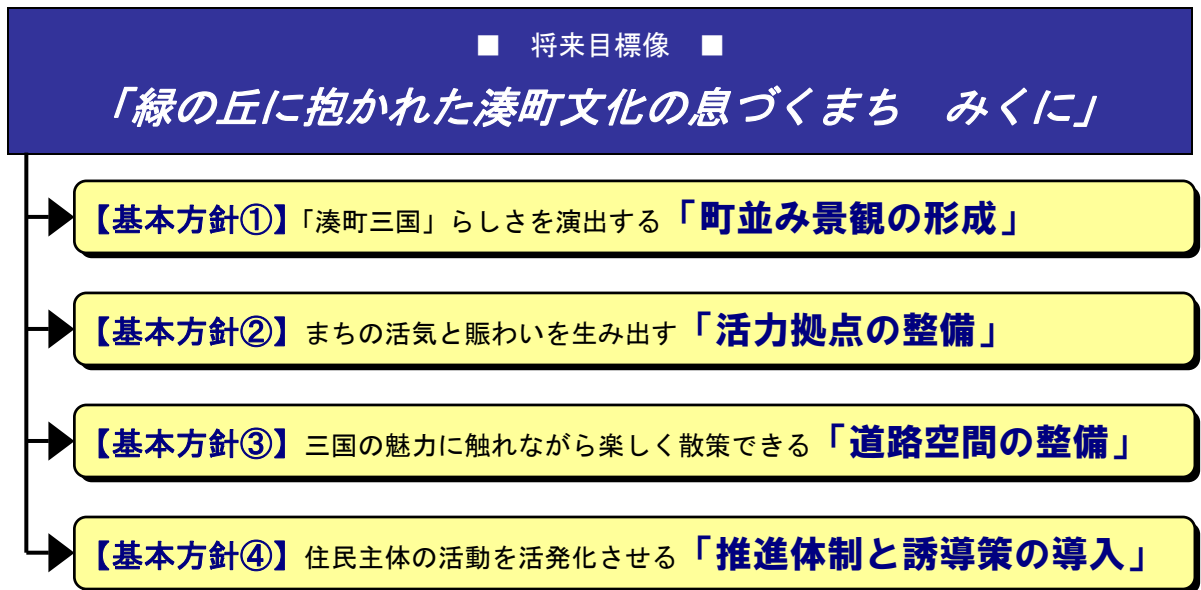
この冊子が、三国町市街地中心地区（湊町地区）の落ち着いた街なみを、より一層すばらしくするための一助になれば幸いです。

も く じ

1. はじめに	1
2. 街なみ環境整備事業の概要	2
3. 地区施設の整備概要	3
4. 住宅等の修景整備に対する助成の概要	4
5. 修理・修景基準に沿った事例	5
6. 「景観づくり協定」が認定されると・・・	14

2. 街なみ環境整備事業の概要

(1) 将来目標像と基本方針



(2) 事業の内容

将来目標像や基本方針を踏まえて、次のような事業を進めます。

① 地区施設の整備

生活道路や小公園などの地区施設の整備を進めます。

② 住宅等の修景整備に対する助成

住民の皆さんが、景観づくり協定を自主的に結び、市から認定された地区（景観形成地区）内において、住民の皆様が行う住宅や門、塀等の修景に対して助成します。



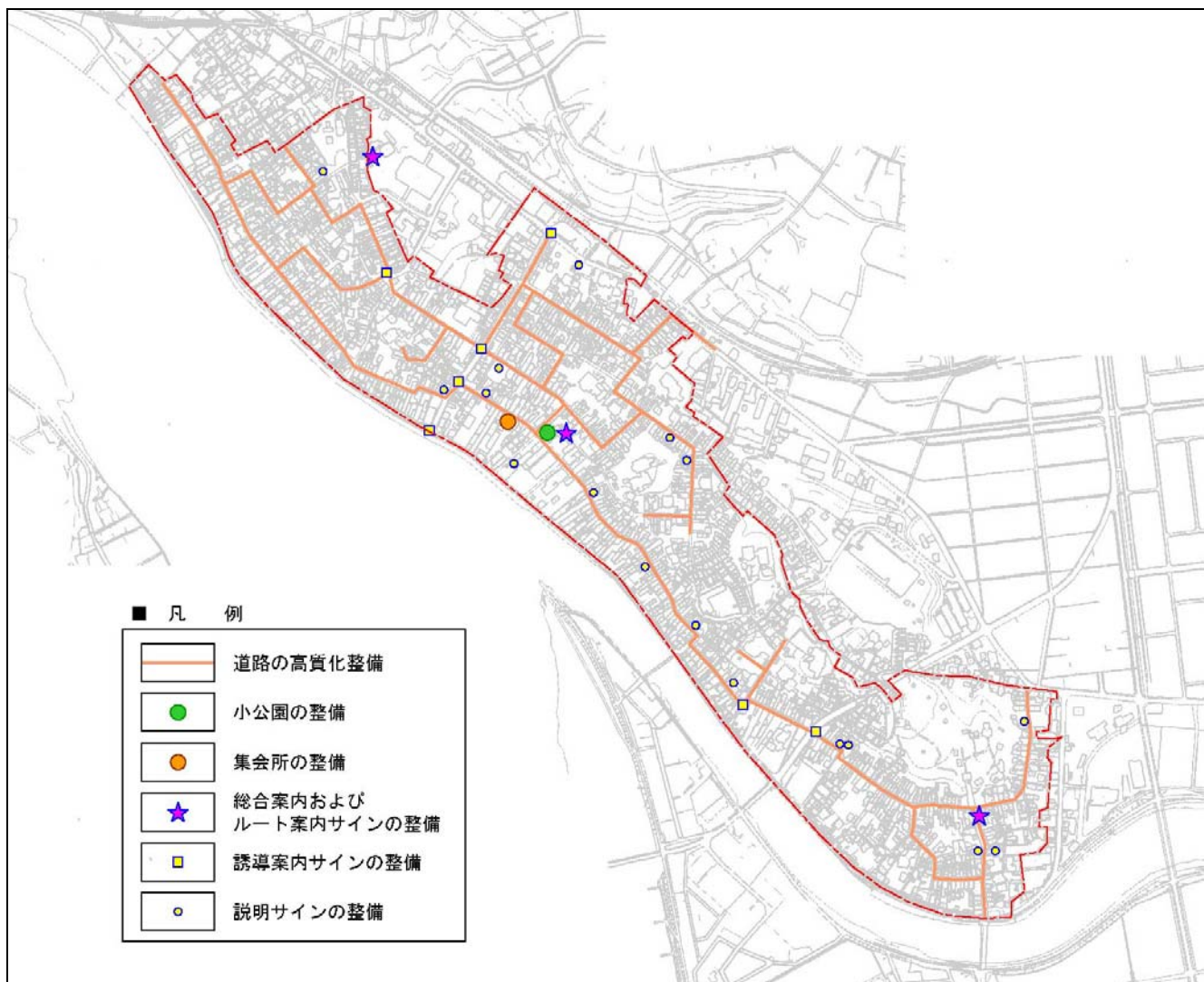
■ 事業内容のイメージ

3. 地区施設の整備概要

地区施設は、市が整備する道路や小公園などのことです。

湊町三国の歴史・伝統・文化が息づく環境を活かしながら、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めていくために、次のような整備を進めます。

地区施設	整備概要
道路	三国祭の際に山車が練り歩くルートなどにおいて、カラー舗装化など、道路の高質化整備を行います。
小公園	旧森田銀行に隣接する市有地において、出会いと交流を創出する場として、また、歩行者の休憩スペースとして小公園を整備します。また、この他に地区内のバランスに配慮しながら3箇所の小公園を整備します。
集会所	歴史的町家建築物である旧梅谷家を活用して、地域コミュニティの再生を促進する生活環境施設として集会所を整備します。また、この他に地区内のバランスに配慮しながら2箇所の集会所を整備します。
案内板	主要な拠点や主要な街路の辻空間において、まちなか散策や観光等を誘発する案内板・サインの設置を行います。また、地区内の山車小屋などにおいて旧町名に関する謂われ書き（説明サイン）を設置し、訪れた人に三国の歴史や文化に触れ合ってもらうとともに、そこに住む人の地区に対する誇りや愛着の醸成を図ります。



4. 住宅等の修景整備に対する助成の概要

景観に配慮した住宅等の修景整備は、住民の皆様が自主的に結ぶ「景観づくり協定」に沿った内容で進められます。

住民の皆様が、景観づくり協定を自主的に結んだ地域内において、建築物などの新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、もしくは模様替え、または色彩の変更を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けるとともに、「景観形成基準」に適合するように努めなければなりません。

また、住民の皆様が、景観に配慮した修景整備を行う際に、市の補助金交付を受けようとする場合は、「修理・修景基準」に順ずる内容でなければなりません。

(1) 景観形成基準

対象		景観形成基準の内容
建築物等	規模及び位置	①歴史的町並み景観を阻害しないよう、建築物の規模及び位置に配慮する。 ②山車巡行路に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。 ③やむを得ず建築物を後退させる場合は、町並みの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置する。
	色彩	①建築物の屋根及び外壁の色彩は、歴史的景観や周辺の自然環境と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
	形態	①建築物全体として、和風を基本とし、歴史的景観や町並みの連続性等、地区・境界の景観特性に配慮した形態、意匠とする。 ②山車巡行路に面する建築物は、三国町の伝統的な建築様式に配慮した形態、意匠とする。 ③門・塀は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。 ④山車巡行路に面する建築設備等は、周囲から目立たないよう配慮する。
土地	形態	①本区域の景観を特徴づける丘陵地形をできる限り継承・保全するよう配慮する。
	緑化措置	①屋外駐車場は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。

(2) 修理・修景基準

事業名	対象	概要
修理事業	歴史的建造物	大規模な構造変更等は行わず、歴史的建造物の原状が現れるように修理する。
修景事業	建築物	周辺の町並み景観になじむように、公道に面した外観部分の修景をする。
	木造建築物	伝統的建築物の意匠を継承したものとし、周辺の景観に調和した和風建築物とする。 また、新增築の場合、階数は3階以下とし、公道に面する壁面は、できる限り正面道路より後退させることなく、隣接する家屋等と揃えること。
	鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物	周辺の景観に調和した、和風の形態を有する建築物とする。 また、新增築の場合、建築物の高さは道路面から13m以下とし、3階以上の階数とする場合は3階以上の部分を正面道路からできる限り見えないよう後退するなどして建築する。
	付帯設備等 門・塀	歴史的町並みに調和した修景をする。 歴史的町並みに調和した修景をする。
	工作物	工作物全体として、突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周辺景観に調和した修景をする。
	屋外広告物	周辺景観に調和したデザインの修景をする。 地盤面からの高さは4m以下、表示面積は30㎡以下とする。
	緑化措置	周辺景観に調和した緑化をする。 緑化を行ったことにより、害虫の発生など周辺に被害を与えないよう配慮する。

5. 修理・修景基準に沿った事例

1 修理事業

1-1 歴史的建造物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 土蔵・ 倉庫等	屋根・下屋・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は、原則として原型を維持する。 ・棟瓦は、原則として瓦もしくは笏谷石とする。 ・原則として越前瓦葺きとし、下屋、小屋根等は、越前瓦もしくは、銅又は厚板葺きとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築当時と同様の材料とする。 ・原則として、建築当時と同様の仕上げ、色とする。 *過去の改修等で、建築当時より材料が変更されている場合は、できる限り建築当時の材料と同様の物を使用する。 *その他の場合、別途協議すること。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。 ・木製の格子引戸を基本とする。 *その他の場合、別途協議すること。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。 ・格子を設ける場合は、原型に見合うものを基本とする。 *その他の場合は、別途協議すること。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。 ・犬走りについても原型に見合うものを基本とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。
	建築意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築年代を象徴する腕木、梁、垂木、袖壁、破風、懸魚等の意匠は、原型を維持する。
門	外観形状	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦葺きとする。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。
塀	外観形状	<ul style="list-style-type: none"> ・原型に復元・修復を基本とする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦葺きを基本とする。
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・板張り又は塗り壁を基本とする。 *その他の場合は別途協議する。
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・笏谷石を使用している場合は、できる限り同様のものを使用する。
付帯 設備等	テレビアンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ・見える場所に置かない。
	クーラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
	ガスメーター 電気メーター	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをする。
	電気配線、水道 管、ガス管	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
	自動販売機、郵便 受、牛乳入等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

■ 地区内の歴史的建造物の事例

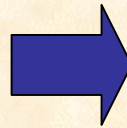


▲ 三国の伝統的建築様式「かぐら建て」 ▲



▲ 地区内の歴史的町家建築物 ▲

■ 地区内の歴史的建造物を修理した事例



▲ 歴史的建造物を修理し、交流施設として活用した事例（旧岸名家） ▲

2 修景事業

2-1 建築物

(1) 木造建築物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 倉庫等	屋根・下屋 ・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとする。 ・原則として瓦は越前瓦の色調を基本とし、下屋、小屋根等は、瓦もしくは、銅又はこれに類似する金属板とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、板張り及び塗り壁風を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り壁部分は白系の色とする。 <p>*その他の場合、別途協議すること。</p>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物正面部の本屋の軒高は、できる限り2階建て程度の高さとする。また、小屋根の軒高は周囲の軒高と調和させるものとし、概ね2.5m程度とする。
	壁面線	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面線の位置は、周囲の建物と調和させるものとし、道路境界線より概ね1m程度後退した位置とする。 ・3階の壁面線は2階壁面線より後退させ、道路から目立たないようにする。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の格子引戸を基本とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・格子をつける場合は、目の細かいものが望ましい。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。
	建築意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建築物に見られる腕木、梁、垂木、袖壁、破風、懸魚等の意匠を、できる限り配慮する。

■ 屋根・下屋・庇のイメージ



■ 外壁のイメージ



▲ 板張りのイメージ

▲ 塗り壁のイメージ

■ 壁面線のイメージ



▲ 周囲の建物と調和した壁面線の事例



▲ 3階部分を後退させた事例（飛騨市）

■ 玄関のイメージ



▲ 木製の格子引戸のイメージ



▲ サッシのイメージ



▲ 一階部分を車庫にした事例 ▲



■ 窓のイメージ



■ 樋のイメージ



■ 建築意匠のイメージ



▲ 腕木



▲ 梁



▲ 垂木



▲ 袖壁



▲ 破風



▲ 懸魚

(2) 鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物

対象物	対象部分	内容
住宅・ 店舗・ 倉庫等	屋根・下屋 ・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根の場合は、原則として瓦は越前瓦の色調を基本とし、下屋、小屋根等は、銅又はこれに類似する金属板とする。 ・陸屋根の場合は、公道に面する壁面に瓦葺きの下屋風の造作を配慮する。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、板張り及び塗り壁風を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り壁部分は白系の色とする。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	壁面線	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面線の位置は、周囲の建物と調和させるものとし、道路境界線より概ね1m程度後退した位置とする。
	玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・木製の格子引戸を基本とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・格子をつける場合は、目の細かいものが望ましい。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・色調は、銅板以外は茶・黒系の色とする。

■ 屋根・下屋・庇のイメージ



■ 外壁のイメージ



※ 壁面線、玄関、窓、樋のイメージは、「鉄筋コンクリート、鉄骨造等建築物」の場合も「木造建築物」の場合に準じた内容となります。

(3) 付帯設備等

対象部分	内容
建築物と一体となった柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・木製を基本とする。 ・金属類を使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
テレビアンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ・見える場所に置かない。
クーラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
ガス・電気メーター	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをする。
電気配線、水道管、ガス管	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
自動販売機、郵便受、牛乳入等	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

■ 付帯設備等を修景した事例



▲ 建築物と一体となった柵の事例



▲ 修景されたエアコンの室外機の事例



▲ 修景された電気メーターの事例（飛騨市）



▲ 修景された電気メーター、郵便受けの事例（飛騨市）



▲ 修景された郵便受けの事例（関市）



▲ 修景された自販機の事例（関市）

(4) 門・塀

対象物	対象部分	内容
門	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として越前瓦の色調を基本とする。 ＊その他の場合、別途協議すること。
	戸	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、木戸とする。 ・サッシを使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
塀	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物扱いのものとする。(軒先が出て、瓦は屋根用) ・原則として、越前瓦の色調を基本とする。
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・板張又は塗り壁を基本とする。 ・原則として板張り部分は茶・黒系又は木目調の色とし、塗り部分は白系の色とする。

■ 門の事例



■ 塀の事例



2-2 工作物

対象物	内容
柵	<ul style="list-style-type: none"> ・木製を基本とする。 ・金属類を使用する場合は、茶・黒系又は木目調の色とする。
石垣、側溝等	<ul style="list-style-type: none"> ・石積、石貼を基本とする。

■ 柵の事例



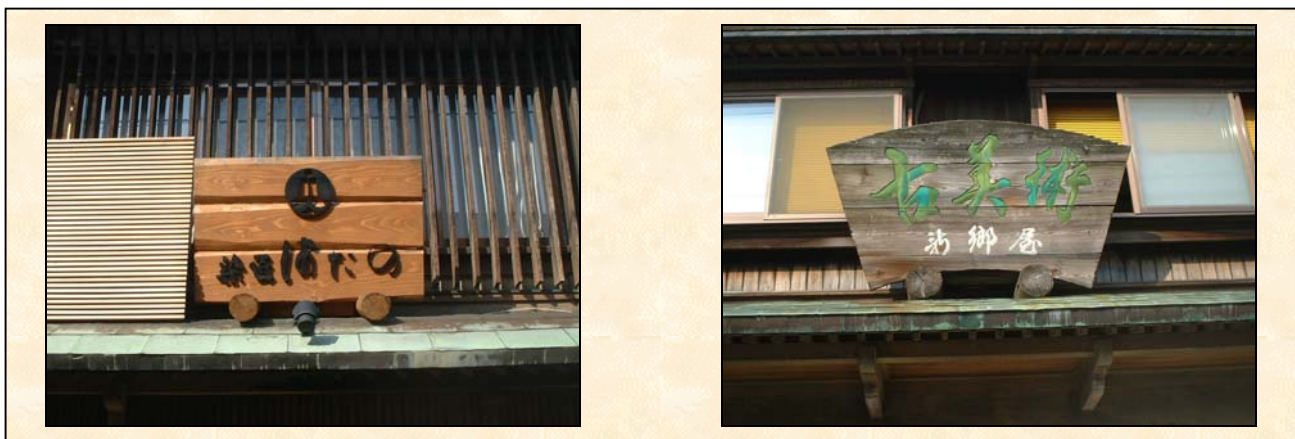
■ 石垣の事例



2-3 屋外広告物

対象物	内容
看板	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ小さな物で業種の表現をする。 ・原則として1個とする。 ・1階部分の屋根に設けることが好ましい。 ・ネオンは使用せず、ライトアップとする。 ・夜光塗料、蛍光塗料は使用しない。 ・原色は使用しない。

■ 看板のイメージ



2-4 緑化措置

対象物	対象部分	内容
生垣	緑化全般	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の責任により、通年維持管理できるものであること。 ・5メートル以上の場所であること。 ・密植させる。 ・敷地よりはみ出さないようにする。 ・景観に合った植栽、樹種とする。

■ 生垣のイメージ



6. 「景観づくり協定」が認定されると・・・

住民の皆さんが、景観づくり協定を自主的に結び、市から認定された場合には、景観形成地区に指定されます。景観形成地区では、その地区内の住民の皆さんと市（役所）が、それぞれの役割に応じて地域の特性に合った景観形成に努めます。

住民の皆さんが行うこと

1. 景観形成地区内の住民自らが景観を形成する主体であることを認識し、地域内の住民同士で互いに協力し合い、積極的に優れた景観づくりに努めます。
2. 景観形成地区内で、建築物等の新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、外観の色彩変更等を行う場合は、「景観形成基準」に適合するように努めます。
3. 景観形成地区内で、建築物等の新築、増築、改築、移転、除去、大規模な修繕、外観の色彩変更等を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けます。
4. 景観形成地区内で、土地の形質変更や樹木の伐採及び植栽を行う場合は、役所へ届出し、助言・指導を受けます。

市（役所）が行うこと

1. 景観形成地区として指定した地域全体の景観づくりの基準となる「景観形成基準」を定めます。
2. 景観形成に必要なとされる公共的な施設の整備等を、地域住民の意見が十分に反映されるよう配慮しながら計画的に実施します。
3. 景観形成地区内の住民から届出のあった建築物や土地、樹木等に関する事項について、「景観形成基準」等に基づき助言・指導を行います。
4. 景観形成地区内の「空き地」が景観を阻害していると認められる場合は、空き地の所有者等に助言・指導を行います。

■ 届出の流れ

住民の皆さんが行うこと

市（役所）が行うこと

建築物の増・改築等、土地の形質変更等、樹木の伐・植栽等の計画

事前 相談

役所へ届出

審査

助言・指導

助言・指導に基づく

届出の受理

建築確認申請等

建築物の増・改築等、土地の形質変更等、樹木の伐・植栽等に着手

三国町市街地中心地区（湊町地区） 街なみ環境整備事業

住宅等整備ガイドブック

■ 発行 ■

坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所 建設部 都市計画課

TEL (0776) 50-3050